

レベルの教育が行われている国の協会
は、国際栄養士連盟（ICDA）の会員と
して認める旨の声明をだしている。

フランス栄養士協会は、養成期間、教
育課程、学外実習・研修などの検証を行
い、ヨーロッパの国々では養成期間は
3～4年であるのに対してフランスは2
年という短い期間である。また、教育課
程は不十分であり、学外実習・研修にお
いても不十分かつ統制がとれていない、
さらに、プログラムと効果の間に差があ
るなどの意見を提出している。

栄養士協会は、栄養士の養成・教育
は「唯一の資格で唯一の職業のための唯
一の教育」と位置づけ、欧州諸国の高等
教育に構築される共通の新教育方式 LMD
（学士3年、修士2年、博士3年）シス
テムの設置により、学士課程は、国家資
格を持った栄養士で、開業の権利が付与
される栄養士の法的地位に関する免状取
得に必要な最低レベルであるとし、修士
課程では治療、ケア、教育、研究レベルを、
博士課程では教育、研究レベルの人材育
成に期待している。さらに、このシステ
ム導入により、栄養士の資質向上を図り、
多方面（公立・私立医療看護健康センタ
ーなどの保健衛生分野、公立・私立病院、
老人ホームなどの保険健康機関、人への
栄養教育、教育機関、企業などの共同組
織、食品産業分野）にわたり活動分野の
拡充に対しても期待している¹⁸⁾²³⁾。

7. 栄養士としての職業

フランスにおける現役栄養士は、現在
4,500名以上であるが、栄養士協会加入
者は約半数の2,200名である。就職先
は、病院などの健康関連施設が60%を
占めていて、自営業（開業栄養士）が
26%、レストラン、研究、情報、産業方
面が14%である（図2）²⁴⁾。年齢をみる
と20～40歳代が60%以上を占めてい
る。

D. 考察

フランスは学歴・資格社会といわれて
おり、資格の無い者が就職することは大
変困難である。このような社会で栄養専
門職としての栄養士養成・教育は技術者
としての育成を目的とした職業教育で
あるといえる。養成・教育は、中級技
術者養成課程（STS）食事療法学と技術
短期大学部（IUT）生物工学－食事療法
学選択課程の2機関で行われており、2
機関とも養成・教育期間は2年間であ
る。この2年間の教育の中でも学外実
習・研修（日本の臨地実習に相当）にお
いて、日本の臨地実習と異なる点は、実
習・研修期間および実習・研修内容であ
る。中級技術者養成課程では20週間、
技術短期大学部では15週間の実習・研
修を行っている。日本の管理栄養士養成
課程における臨地実習が4週間（4単位）
であるのに対して2年制であるフラン
スの栄養士養成・教育課程での実習・研
修期間は日本の約4～5倍であり、現
場での体験実習・研修に重点がおかれ実

務の修得を重視している。卒業時の免状は、中級技術者養成課程（STS）食事療法学では食事療法学中級技術者免状【BTS】（brevet de technicien supérieur（BTS） en diététique）を、技術短期大学部生物工学－食事療法学選択課程では、生物工学－食事療法学選択課程における技術短期大学修了証【DUT】（DUT de génie biologique, option diététique）である。免状を取得することにより栄養専門職「栄養士（diététicien）」の資格で栄養士業務を遂行することができる。また、技術短期大学部に第3学年の職業学士（licence professionnelle）課程を設け、より高い水準の教育を行っている。

フランスの栄養士協会は、2010年までに欧州諸国の高等教育に構築される共通のLMDシステム（学士課程（Licence）：3年、修士課程（Master）：2年、博士課程（Doctorat）：3年：3-5-8年制）が栄養専門職養成・教育機関に設置されることにより、より高い水準の知識・技術を修得し、栄養士の資質向上を図り、国家資格をもった栄養士養成・教育に期待している。更に、栄養専門職としてのネットワークを構築し、予防医療や保健衛生分野での幅広い活動を提案している。

E. 結論

フランスにおける栄養専門職養成・教育期間は2年間と短期間である。技術短期大学部に第3学年の職業学士（licence professionnelle）課程を設置し、より高い水

準の教育を行っているが、資格としては、食事療法学中級技術者免状（BTS）、および生物工学－食事療法学選択課程における技術短期大学修了証（DUT）の「栄養士」資格の様に保護されていない。しかし、国際栄養士連盟（ICDA）は、栄養士教育は「学士（3年）」レベルの教育が行われている国の協会は国際栄養士連盟（ICDA）の会員として認める声明をだしている。このような状況下において、フランスではEUによる欧州統合が進展するなかで高等教育へのLMDシステム設置により、栄養専門職養成・教育における今後の改革の動向に注目していく必要があると考える。

参考文献

- 1) 教育指標の国際比較（平成18年版）：文部科学省生涯学習政策局調査企画課、2006.3
付録：I . 各国の就学前教育・義務教育後中等教育・高等教育の該当年齢人口と全人口
II . 各国の学校系統図と学校統計
<http://www.mext.go.jp/b-menu/toukei/001/07070504/004.pdf>
- 2) 田崎徳友：諸外国の教育評価「フランス」小学校から厳然とある落第一個人が評価される確実な知識と論理―：新しい絶対評価、32～35
<http://www.shinko-keirin.co.jp/cskn/pdf/52-06>
- 3) 諸外国の学校情勢（国の詳細情報）、フランス：外務省、2007
[－ 140 －](http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world-</div><div data-bbox=)

school/05europe/infoC53600.html

4) 大場淳：フランスの大学における「学力低下」問題とその対応：広島大学大学院教育学研究科紀要第三部、52,371～380,2003

5) 大場淳：高等教育の質的保証に関する国際比較研究：COE 研究シリーズ 16、広島大学高等教育研究開発センター、69～127,2005

6) フランスの高等教育制度：中央教育審議会大学分科会、1996/1997 年度資料、2001

<http://www.mext.go.jp/b-menu/shingi/chukyo/chukyo4/gjjiroku/004/010901/s05-14.html>

7) 厚生労働省：「2004～2005年 海外情勢報告書」－諸外国における若年雇用・能力開発対策

<http://www.mhly.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/05/3.html>

8) Richard LEWIS、吉川裕美子（訳）：講演録：ボローニア宣言－ヨーロッパ高等教育の学位資格と質保証の構造への影響－、大学評価・学位研究第3号、2005、[独立行政法人大学評価・学位授与機構]

9) 広島大学高等教育研究開発センター編：大学改革における評価制度の研究、COE 研究シリーズ 28、広島大学高等教育研究開発センター、62～67,2007

10) ボローニア・プロセスと高等教育制度改革

<http://www.jpjf.go.jp/j/japan-i/publish/euro/pdf/01-2.pdf>

11) 海外労働情報：フランスの学校制度と職業教育、独立行政法人 労働政策研究・研修機構、2004

<http://www.jil.go.jp/foreign>

12) Définition du diététicien en France : フランスにおける栄養士の定義 (ADLF-HP,2007)

<http://www.adlf.org/definition-dieteticien.html>

13) Licence professionnelle : 職業学士 (ADLF-HP,2007)

<http://www.adlf.org/action.html>

14) Etablissements préparant au BTS de diététique : BTS の養成校 (ADLF-HP,2007)

<http://www.adlf.org/centres-formation-dieteticien.html>

15) Etablissements préparant au DUT " Génie biologique " option diététique : DUT の養成校 (ADLF-HP,2007)

<http://www.adlf.org/iut-dietetique.html>

16) Le BTS de diététique : 中級技術者養成課程－食事療法学の BTS (ADLF-HP,2007)

<http://www.adlf.org/bts-dietetique.html>

17) Le DUT Génie biologique - option diététique : 技術短期大学部 - 生物学 - 食事療法学選択課程の DUT (ADLF-HP,2007)

<http://www.adlf.org/dut-genie-biologique-dietetique.html>

18) フランス栄養士協会 (ADLF-HP,2007)

<http://www.adlf.org>

19) Les status de l'ADLF : フランス栄養士協会設立 (ADLF-HP,2007)

<http://www.adlf.org/statuts-adlf.html>

20) Les representations nationales et internationales : 国内外の主要組織 (ADLF-HP,2007)

<http://www.adlf.org/representations-adlf.html>

21) Adhésion a l'ADLF : ADLF 入会 (ADLF-HP,2007)

<http://www.adlf.org/adhesion-adlf.html>

22) 岩崎久美子 : フランスの生涯学習支援、生涯学習研究 e 事典、日本生涯教育学会、2006

<http://www.ejiten.javea.or.jp/content.php?c=TkRZd01ERTQ%3D>

23) Le métier de diététicien : 栄養士の役割 (ADLF-HP,2007)

<http://www.adlf.org/evolution-metier-dieteticien.html>

24) Quelques chiffres : フランスの栄養士の職業分類 (ADLF-HP,2007)

<http://www.adlf.org/chiffres.html>

G. 研究発表

1. 論文発表

該当なし

2. 学会発表

1) 森奥登志江 : フランスにおける栄養専門職の養成・生涯教育及びこれらの教育制度、日本健康・栄養システム学会第7回分科会総会、2008

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

表 1. フランスにおける教育（資格）水準

水準	教育水準	主な該当資格	職階レベル	他省庁管轄の資格の例
水準 I、II	・大学第2期(学士、修士)・3期(博士)課程の修了者 ・グランゼコールの修了者	・高等教育免状— リサンス(学士)以上の免状、 グランゼコール修了証	上級幹部職員 専門職 ¹	人的資源管理コンサルタント 経営情報処理計画主任 (労働省・雇用職業訓練省) 国際会場輸送免状(貿易省) 造形表現国家免状 (文化・コミュニケーション省)
水準 III	バカロレア取得後2年間の高等教育を受け所要の免状を取得して修了した者	・DEUG(大学一般教育免状) ・DEUST(大学科学・技術教育免状) ・DUT(技術短期大学の修了免状) ・BTS(中級技術者養成課程の修了免状) ・その他保健衛生・福祉系専門学校修了証 ・普通バカロレア・法科適格証 ³ ・科学技術バカロレア ・職業バカロレア・BT(技術者免状)	中級 幹部職員 ²	看護婦(夫)国家免状 (保健・社会保障省) 経営商業技術者免状(商業・手工業省) 建設上級技術者 (労働・雇用・職業訓練省)
水準 IV	後期中等教育(リセ)を修了した者	・科学技術バカロレア ・職業バカロレア・BT(技術者免状)	事務職員、 職長、 自営業者	経営商業技術者免状 (商業・手工業省) 販売促進免状(商業・手工業省)
水準 V	後期中等教育(職業リセ)を修了した者	・CAP(職業適格証)・BEP(職業教育免状) ・EFAA(手工業修了証) ・BP(職業免除) ⁴	熟練労働者	土木作業長証書(環境省) 情報通信技術オペレーター (商業・手工業省) デザイナーアシスタント (商業・手工業省)
水準 V	前期中等教育(コレージュ)を修了した者	・BEPC(前期中等教育修了証)	半熟練労働者	
水準 VI	初等教育を修了した者及び1年間職業準備教育を修了した者	・無資格またはCEP(初級教育修了証)	単純肉体的労働者	

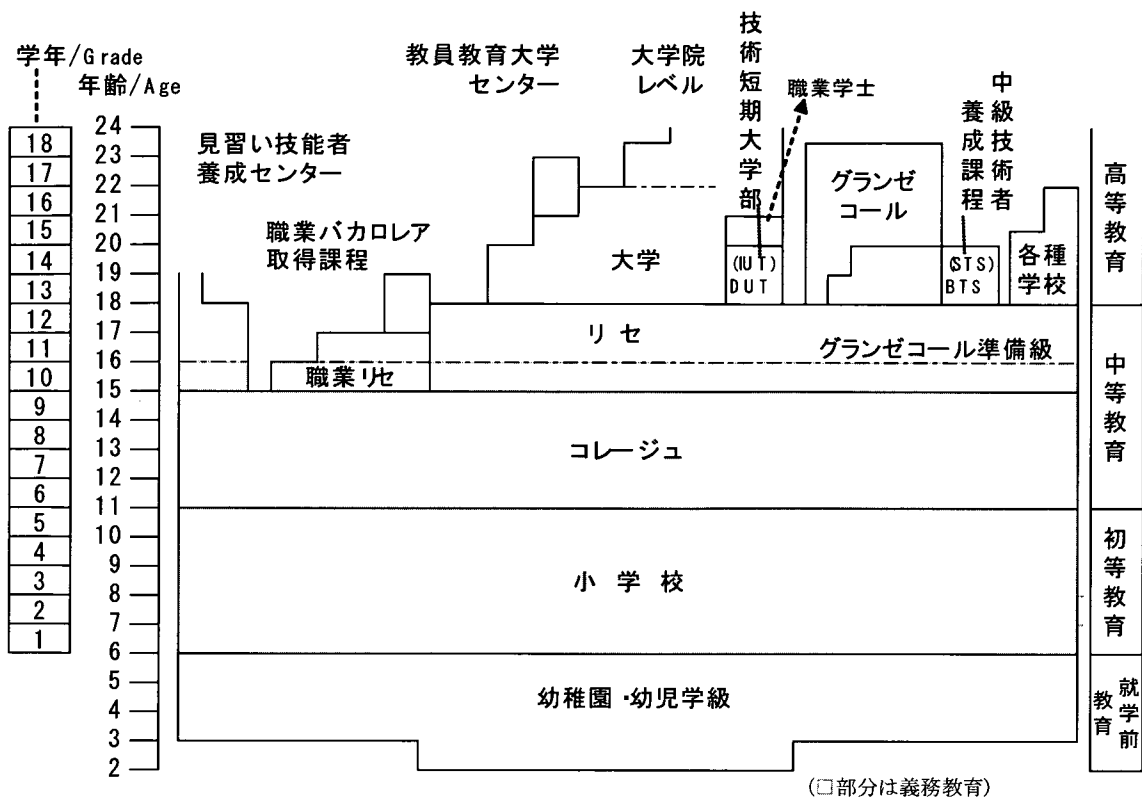
資料出所：日本生涯教育学会年報 第15号『生涯学習と資格』「フランスの資格制度—特質と課題—」藤井 佐知子、
国立教育研究所『各国生涯学習に関する研究報告』「フランスにおける資格体系と継続教育」藤井 佐知子より作成
【1995年海外労働情勢】

注 1 上級幹部職員・専門職の部類には、上級公務員、管理職、技術、専門職等が含まれる。

注 2 中級幹部職員・専門職の部類には、初・中等教育、医療・社会福祉職員、技能職員、行政機関・企業の中堅幹部が含まれる。

注 3 法科適格証は、非バカロレア取得者のうち大学法学部で2年間勉強した学生に与えられる。

注 4 BP(職業免除)は、継続教育で得られる資格として1975年に設けられた。



資料出所 文部科学省「平成18年版教育指標の国際比較」(2006) (一部改変)

図1. フランスの学校教育制度 (School system in France)

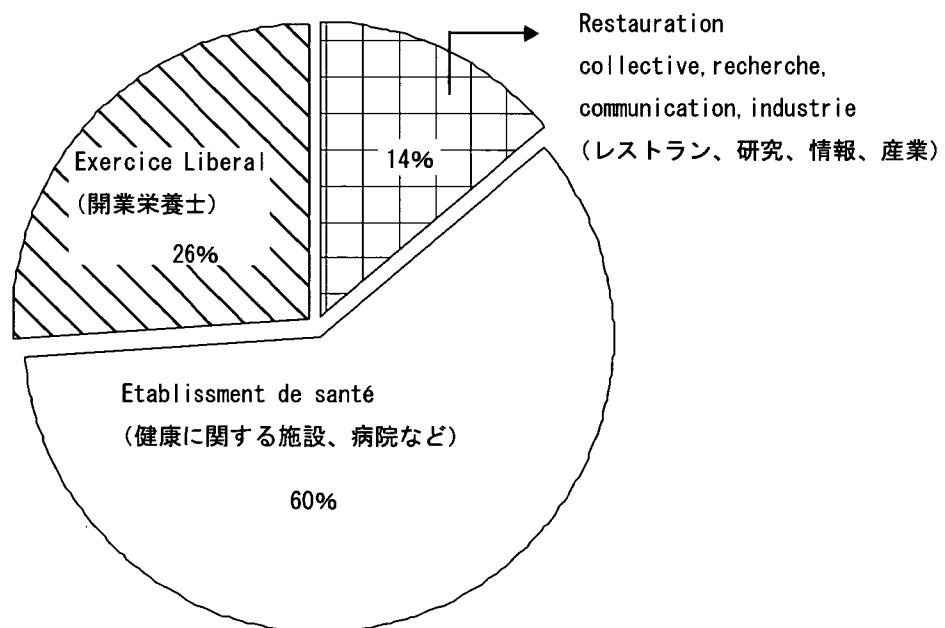


図2 栄養士の職業分類 (2007.12)
(出典: ADLF-HP; Quelques chiffres: ²⁴⁾)

表 2. 養成校

国公立		私立
技術短期大学部 (IUT) DUT Génie biologique – option diététique 9校	中級技術者養成課程 (STS) BTS de diététique 9校	中級技術者養成課程 (STS) BTS de diététique 8校
IUT de NANCY	PARIS Lycée Rabelais	MARSEILLE La Cadenelle
IUT de VILLEURBANNE IUT A - LYON I	CLICHY Lycée René Auffray	TOULOUSE Institut Limayrac
IUT de VILLENEUVE D'ASCQ IUT A - LILLE I	MARSEILLE Lycée Marie Curie	SAINT-ETIENNE Institut Privé d'Etudes Supérieures
IUT de MONTPELLIER	STRASBOURG Lycée Jean Rostand	LYON Ecole HORIZON Santé Diététique
IUT de TOURS	BORDEAUX Lycée Saint-Louis	AVESNES-SUR-HELPE Lycée privé Jeanne d'Arc
IUT de CRETEIL - PARIS XII	CLERMONT-FERRAND Lycée Valéry Larbaud	SAINT-BRIEUC Lycée privé Saint-Pierre
IUT de CLERMONT-FERRAND I	ARRAS Lycée Marguerite Yourcenar	NANTES IFOM
IUT DE PERIGUEUX	POITIERS Lycée Jean Hyppolite	NICE Lycée privé Sasserno
IUT d'EVREUX	GRANVILLE Lycée Technique Hôtelier Maurice	

(出典 :ADLF-HP; Etablissements préparant au BTS de diététique : 文献 14, Etablissements préparant au DUT " Génie biologique" option diététique : ¹⁵⁾)

表 3. 中級技術者養成課程の授業科目および学年配当

	1 ^{ère} année (1 学年)			2 ^e année (2 学年)		
	28 semaines (28 週)			22 semaines (22 週)		
	Cours	TD	TP	Cours	TD	TP
Français (フランス語)	2h			1h	2h	
Biochimie (生化学)	6h30	2h	2h	3h	1h	
Physiologie (生理学)						
Nutrition (栄養学)	4h30	3h		1h	2h	
Alimentation (栄養摂取・補給)						
Physiopathologiques (生理病理学)	1h			6h		
Régimes (食事療法)				4h	3h	
Techniques culinaires (調理実習・調理技術)			5h			4h
Economie-Gestion (経済管理)	2h	4h		2h	3h	
Langue (facultatif) (外国語: 選択)		1h			1h	
合計時間	16h	10h	7h	17h	12h	4h
総合時間	33h			33h		

[Cours : 講義、TD : 演習、TP : 実習]

(出典 :ADLF-HP; Le BTS de diététique : ¹⁶⁾)

表 4. 中級技術者養成課程の学外実習 (Stages)

	1 ^{ère} année	2 ^e année
En restauration collective (食堂実習)	6 semaines (6 週) (2x3) ou (4+2)	
En milieu thérapeutique (臨床医学治療法実習)		5 x 2 semaines
Stage à thème optionnel (課題研修)		4 semaines
総合計	20 semaines	

(出典 :ADLF-HP ; Le BTS de diététique : ¹⁶⁾)

表 5. 中級技術者養成課程の試験内容 (時間配当・係数)

Épreuves (筆記・口頭・実技などの試験科目および内容)	Durée (期間)	Coeff. (係数)
Biochimie-Physiologie (生化学—生理学)	3 h	2
Connaissance des aliments (食物、食品の知識)	4 h	2
Bases physiopathologiques de la diététique (栄養の生理病理学の基礎)	4 h	3
Economie et gestion (経済管理)	3 h	2
Présentation et soutenance du mémoire (論文の公開発表)	1 h	3
Epreuve professionnelle de synthèse (専門総合試験) (étude de cas et mise en œuvre culinaire) (調理技術の症例研究)	6h30	5
Langue vivante (facultatif) (現代語：選択)	20mn	

係数が大きいほど重要科目 (出典 :ADLF-HP; Le BTS de diététique : ¹⁶⁾)

表 6. 技術短期大学の学期における授業時間配当

学期	授業時間 (h)	個人授業 (h) + 学外研修
Semestre 1	420h	80h projet tutoré
Semestre 2	390h	70h projet tutoré
Semestre 3	482h	70h projet tutoré
Semestre 4	358h	80h projet tutoré + 15 semaines stage minimum
Total	1.800h	300h projet tutoré + 15 semaines stage minimum

(出典 :ADLF-HP; Le DUT Génie biologique – option diététique : ¹⁷⁾)

厚生労働科学研究費補助金 (循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業)
保健・医療サービス等における栄養ケアの基盤的研究
分担研究報告書

ドイツにおける栄養専門職の育成及び生涯教育に関する研究

分担研究者 市川 陽子 静岡県立大学食品栄養科学部 准教授

研究要旨

本研究は、ドイツにおける栄養専門職の養成および生涯教育体制について、公表された既存資料から検索を行い調査・検討した。ドイツでは、就学年齢の低い中等教育 I 修了レベルから専門教育が開始される。栄養士は国から認定された養成学校において養成され、「非学士」であるが医療専門職とみなされている。専門教育は国家試験をもって修了となる。養成期間中に病院または医療機関で行われる臨床研修の時間数が多いなど、実地訓練に教育の主眼が置かれ、食事療法および栄養問題のコンサルティングの専門家として、大学で栄養学を修めた栄養学者と一線を画す評価をされている。また、生涯教育制度は、ドイツ栄養士協会 (VDD) を中心に整えられている。ドイツの学校教育制度は独特であるが、栄養士の養成については、実践的教育重視の成果、臨床研修の内容等に、わが国の管理栄養士の養成・生涯教育のあり方を考える上で有益な情報が含まれると考えられる。

A. 研究目的

本研究は、医学・栄養学において先進であり、学校教育制度においては実践的職業訓練を重視するドイツにおける栄養専門職の養成および生涯教育の体制について、資料・文献調査により明らかにする。

B. 研究方法

ドイツ栄養士協会および関連団体のホ

ームページ、文献等を通じて公表されている既存資料を入手し、要約および資料を作成した。

C. 結果

1. ドイツの教育制度 (図 1)¹⁾

1) 初等教育

基礎学校の 1～4 学年である。満 6 歳を過ぎたすべての子どもが、基礎学校へ入学する。

2) 中等教育

(1) 普通教育を行う中等学校

基礎学校の上に位置する。① Hauptschule(基幹学校)、② Realschule(実科学校) および③ Gymnasium(ギムナジウム)の三つの学校形態からなる。このうち、実科学校およびギムナジウムに進む者の割合は、全体の三分の一程度である。

基幹学校は、5～9または10学年の5～6年間(中等教育Ⅰ)であり、全日制の普通義務教育期間の終了までをカバーする。多くの場合、この後すぐに職業訓練が行われる。

実科学校は、通常は5～10学年の6年間(中等教育Ⅰ)で、基礎学校またはオリエンテーション段階の修了後に入学する。実科学校の卒業資格は、職業能力教育課程の基礎であり、専門上級学校または専門ギムナジウムのような上級の職業訓練校(栄養士養成学校など)に入学するための条件となる。2年間の基礎課程の後、4年間は専門性により4分野に分かれ教育を受ける(①技術、②役所・銀行などの経済、③一般企業の経済、④幼稚園教諭・保育士・栄養士)。

ギムナジウムでは、大学における学術研究の基礎と同時に、高度の教養が要求される職業を習得するための基礎を学ぶ。通常は5～13学年(中等教育ⅠおよびⅡ)で、その後の大学における勉学に備えるために、より踏み込んだ普通教育を行う。13学年(州により12学年)修了後の卒業試験により、Abitur(普通大学入学資格：アビトゥア)が得られ

る。ドイツでは、ギムナジウムを経て大学に進学する者の割合は、全体の10%程度である。通常のギムナジウム以外にも、中等教育Ⅱに当たるOberstufe des Gymnasiums(ギムナジウム上級段階)、基幹学校の生徒が7学年の修了後に転校できる短期ギムナジウム、実科学校と職業訓練校の特に優秀な修了生に対する短期ギムナジウムもある。

(2) 職業教育学校

①全日制義務教育である中等教育Ⅰを修了(9または10学年)後に進み、職業活動の準備、職業訓練、普通教育を同時に行うBerufsfachschulen(職業専門学校)、②職業訓練を修了した若者あるいはすでに数年間の職業経験を積んでいる者を対象とし、普通教育と職業教育をさらに深めるBerufsaufbauschulen(職業上構学校)、③ギムナジウム上級段階への入学を許可する実科学校卒業資格またはこれと同等の卒業資格を持つ者が、職業と関連づけた専門分野を学び、原則として普通大学入学資格を取得するBerufliche Gymnasien・Fachgymnasien(職業ギムナジウム/専門ギムナジウム)、④実科学校卒業資格あるいはこれに匹敵すると認定されている教育修了資格(中等学校卒業資格)を持つ者が、一般知識、専門理論に関する知識および実践的な専知識を学び、専門大学入学資格が与えられるFachoberschule(上級専門学校)、⑤その専門分野の事業体を自分で経営し、後継者を育て、限定された責任領域で高度の

職能を発揮できる専門を特化した中程度レベルの専門家を養成する Fachschulen(専門学校) などがあり、バラエティに富む。栄養士の養成学校は、上級専門学校に位置づけられる。

3) 高等教育 (大学教育)

以下のような大学がある。

- (1) 普通大学 (学術大学) およびそれと同格の技術大学、総合制大学 (専門大学の課程も網羅)、特殊な専門分野の大学 (医学、スポーツ、行政学および神学等)、教育大学 (基礎学校と一定タイプの学校の中等教育 I の教師育成)
- (2) 美術・音楽大学
- (3) 専門大学 (土木、経済、社会、農業、芸術・デザイン・修復の分野が特に多く、司法、健康および療法、数学、情報学、栄養学および家政学等、11 専門分野 50 課程がある)

2. ドイツにおける栄養専門職の教育プログラム

1) 栄養士 (Diätassistent(in))

ドイツにおける国家資格としての栄養専門職は「Diätassistent(in) (栄養士)」である。栄養士の職業は、1949年5月23日発行のドイツ民主共和国の基本法に基づく保健医療専門職である。⁴⁾ ドイツの栄養士の歴史は1926年に始まり、現在およそ11,000人の栄養士が雇用されている¹⁰⁾。「栄養士」の職業名使用許可、職業教育、管轄権等に関しては、「Gesetz über den Beruf der

Diätassistentin und des Diätassistenten und zur Änderung verschiedener Gesetze über den Zugang zu anderen Heilberufen (Heilberufsänderungsgesetz - HeilBÄndG) : 女性栄養士および男性栄養士職業に関する法律 (別名 ; 栄養士法 - 略称 ; DiätAssG)」により規定されている²⁾。

栄養士の職務は、栄養相談、適正な食事・食品の選択、栄養価の計算、調理の管理にある。栄養士は医師に指示された食事の実践における実際的な部分について、患者と、必要に応じてその家族にも助言し、可能ならば彼らと共同で食事療法期間全般にわたり、個々の長期の食事プログラムを開発する。さらには、健康的な栄養摂取による予防プログラムの実施、臨床研究の実施、人工栄養患者のケアなどを行う⁴⁾。

2) 栄養士職業教育

ドイツにおける栄養士の養成教育は、大学ではなく、国から認定された養成学校において、「Ausbildung ; 職業訓練」として行われる。ドイツ連邦全体で60施設が養成学校として登録されている。養成学校への入学要件は、健康上適性があり、実科学校卒業またはそれと同等の教育または他の10年に及ぶ教育課程を修了、もしくは基幹学校卒業後2年以上の職業教育を受けていることである。すなわち、中等教育 I 修了レベルをもって専門教育が開始される²⁾。

教育目的は、「栄養士法」で次のよう

に規定されている。「職業教育は、職業の使命を果たすのに相応しいものでなければならず、とりわけ以下の知識、能力および技能について教えるものでなければならない：すなわち、医師の指示または医師の指示の枠内で、栄養療法的および栄養医学的措置を自己責任において遂行するため、例えば食事療法の献立計画、科学的に認められた食事形態の計画、計算および調理能力を身につけること、またそのために疾患の予防と治療に協力し、かつ食事療法のコンサルティングおよび講習会を開き実行することである。(教育目的)」²⁾

3) 教育プログラム

養成学校での教育期間は3年間に及び、時間数にして4,450時間である。そのうち3,050時間は理論の講義と実習で構成され、1,400時間が病院または医療機関での臨床研修(Die Praktische Ausbildung：実地訓練)に当てられる。そのため養成学校は医科大学に付帯することが多い。病院に付属していない学校の場合、実地訓練は、病院または他の適切な医療機関と調整の上、確実に施行されなければならない²⁾。

理論と実習科目には、次のものが含まれる⁵⁾⁶⁾。

- ・職業学、職業倫理、法学、公民学、医学文書作成および医学統計の入門、EDV(電子データ処理)
- ・公衆衛生および個別衛生、施設衛生、

食中毒・感染症、病院経営管理、解剖・生理学の基礎知識

- ・病理学および食事療法学、栄養学、栄養生化学、栄養経済入門、食品学、調理および調理技術の理論
- ・貯蔵および食品庫管理、厨房設備の構成、栄養生理の入門、栄養社会学および栄養相談

また、実地訓練のカリキュラムの一例は、次のような内容である。⁵⁾⁶⁾

- ・厨房での治療食管理、入院および外来栄養相談、栄養研究チームでの人工栄養・栄養医学的ケア、入院病棟での栄養ケア

この専門教育は国家試験をもって修了となる²⁾。

4) 国家試験ならびに国家認定栄養士 Diätassistent (Diätassistentin) の称号

定められた養成課程を修了し、国家試験に合格した者が、試験を受けた州の管轄省に申請して与えられる。国家試験は、筆記試験と実地試験から成る。称号使用許可の証明書発行の権限は、連邦厚生省が有する。同時に厚生省には、教育省との合議により、栄養士の職業教育の内容、最低要件、国家試験の詳細および証書について規定する権限が与えられている²⁾。

3. ドイツ栄養士協会 (Verband der Diätassistenten - Berufsverband der Diätassistenten ; VDD)

栄養士の職業的、職業政治的および

社会的利益の擁護を目的に 1957 年に設立された。重点目標として、資格所有者の養成と卒後教育・生涯教育の維持、職業領域の確保、改善および拡大、自由な職業活動のための要件設定、栄養学と食事療法学の分野における最新の科学的知見に関する情報提供、法律、政治および経済の動向に関する情報提供、国内外の研究所、連合する保健・衛生機関、専門団体との提携・情報交換、公的な求人紹介などを掲げている。European Federation of the Associations of Dietitians (EFAD)、International Committee of Dietetic Association と国際連携をはかっている。現在の会員数は約 4,500 名である。病院、リハビリテーションクリニック勤務が大多数を占めるが、独立して活動する者や、開業医の診察室、健康保険会社で活動する者も増えている³⁾。

栄養士の職業活動に係る諸規定（活動内容、守秘義務、報酬などの項目を含む）は、「VDD-Berufsrichtlinien：VDD 職業ガイドライン」⁴⁾に詳細に示されている。

4. 生涯教育 (Fort-und Weiterbildung)

VDD は「職業ガイドライン」の中で、栄養士は特別の知識、才能と能力を備えた治療士であり、医師の指示の枠内で自己責任内において栄養医学的処置を講ずる能力を有するものである、と記している。さらに、栄養士は専門的資格と助言資格を有するが、これらの資格は単に保

持しているだけではなく、絶えず研究し、発展させていかなければならないものであると謳っている。現在、VDD、栄養協会 (Verband der Oecotrophologen；VDOE)、ドイツ栄養学会 (Deutsche Gesellschaft für Ernährung；DGE) が共通の基準を作成し、VDD 会員が 3 年間にわたる継続研修によって合計 90Punkte (1Punkte=2 ~ 3UE, 1UE=45 分) を修了すると、継続研修の修了証明書が交付される (表 1)⁸⁾。継続研修修了証明書は、会員個人の職業上の品質保証であると位置づけられている。継続研修の内容は、医学および栄養学の専門的テーマに限定されず、隣接領域として、会話を運ぶ上での修辞学、方法論および教授法、教育学、栄養心理学、EDV (電子情報処理)、協力者の導き方、経営等々の分野にも配慮されている (図 2)。また、5 年間栄養士としての職務に従事することなく、講習を受けていない栄養士は、再就職前に VDD の再教育コースを受け、資格を更新しなければならない⁴⁾。

学問的な資質向上を希望する栄養士は、大学で Bachelor や応用栄養医学 (Nutritive Medizin) の Master (Msc) を取得することもできる¹⁰⁾。

D. 考察

ドイツでは、わずか 10 歳から将来の職業選択、職業訓練の基礎を築く教育制度が敷かれ、全体の 1 割である大学進学者を除き、中等教育 I 修了レベルから専門教育が開始される。栄養専門職の唯

一の国家認定資格である栄養士の養成もまた、国から認定された養成学校（上級専門学校）において中等教育 I 修了者を対象に行われ、その教育内容は、3年間の教育期間内に理論の講義・実習のほかに、1,400 時間を病院または医療機関での実地訓練に費やす、極めて実務重視型のプログラムであった。ドイツ国内では、大学で自然科学を基礎とした栄養学を修めた「栄養学者」が、「栄養問題コンサルタント」の名称を使用して仕事をすることがあり、これを問題視する声がある。食事療法および栄養問題についてのコンサルティングは高度に実用的な領域であり、実地訓練を受けた栄養士でなければこなすことはできないとし、職業教育を受けていない栄養学者が「栄養問題コンサルタント」の名称を使用することを禁ずる法律の制定が要請されるなど、物議を呼んでいる¹⁰⁾。実践的職業教育を重視する伝統ゆえの論争である。生涯教育制度は、専門的資質の発展を目的に、ドイツ栄養士協会（VDD）、栄養協会（VDOE）およびドイツ栄養学会（DGE）共通の継続研修システムを整え、実施されていた。

E. 結論

大学進学率が約 10%のドイツにおける栄養専門職の養成は、学問として栄養学を専攻・研究する道と区別された、専門的スキル修得を目的とした職業訓練としての教育である。教育制度そのものの導

入は非現実的であるが、実践的訓練重視の成果等、わが国の管理栄養士の養成・生涯教育のあり方を考える上で有益な情報が含まれると考えられる。

参考文献

1) 財団法人 海外職業訓練協会, 各国地域情報データベース, 国名: ドイツ 4. 教育事情

<http://www.ovta.or.jp/info/europe/germany/04education.html>

2) Gesetz über den Beruf der Diätassistentin und des Diätassistenten und zur Änderung verschiedener Gesetze über den Zugang zu anderen Heilberufen (Heilberufsänderungsgesetz - HeilBÄndG) Vom 8. März, 1994.

<http://www.jura.uni-saarland.de/BGBI/TEIL1/1994/19940446.1.HTML>

3) Über uns VDD

<http://www.vdd.de/go/modules.php?name=News&file=article&sid=110>

4) VDD-Berufsrichtlinien

<http://www.vdd.de/go/index.php>

5) Soziale Berufe bei der Caritas, Berufsbilder Diätassistent(in)

<http://www.caritas-soziale-berufe.de/8250.html>

6) Medizinische Hochschule Hannover, Ausbildung

<http://www.mh-hannover.de/2345.html>

7) VDD-60 Schulen für Diätassistenten

<http://www.vdd.de/go/modules.php?op=modload&name=Yellowpages&file=ind>

ex&func=displaycat&cid=1&sid=1&rg=-
1&bn=XYXYXZxyz&ct=XYXYXZxyz

8) VDD-Fortbildungs-zertifikat aktuell

http://www.vdd.de/download/di/2006/D+15_06.pdf

9) VDD-Verbraucherinformationen zum
Berufsbild und Leistungsprofil von
Diätassistent(inn)en

http://www.vdd.de/box_verbraucher/info/info.htm

10) Diätassistenten sind die besten Diät-
und Ernährungsberater!

<http://artikel.4.am/archives/2771-Diaetassistenten-sind-die-besten-Diaet-und-Ernaehrungsberater!.html>

F. 研究発表

1. 論文発表

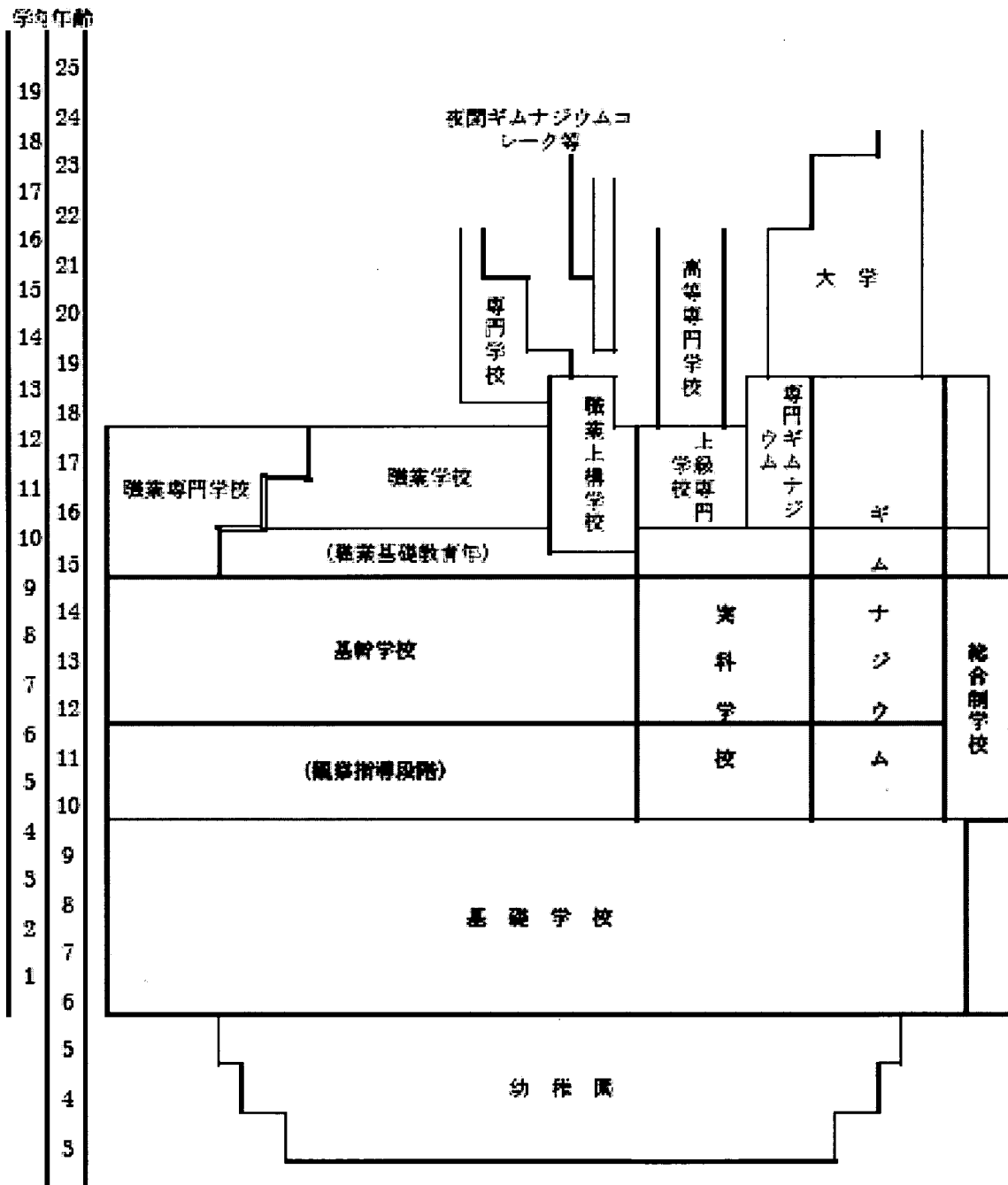
該当なし

2. 学会発表

- 1) 市川陽子：ドイツにおける栄養専門職の養成・生涯教育及びこれらの教育制度、日本健康・栄養システム学会 第7回分科会総会、2008.

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし



<http://www.ovta.or.jp/info/europe/germany/04education.html>

図1 ドイツの学校教育制度

表1 VDD が承認する系統的再教育

Maßnahmen (対策内容)	時間数
栄養アドバイザー DGE	299
DKL / 給食管理 (Verpflegungsmanagement)	280
医学的な栄養アドバイザー (MEB)	600
糖尿病アドバイザー (DDG)	480
公衆衛生 (Gesundheitsberufe) 教育者 (HAGE)	800
DGE,DKL + 栄養相談ゼミナール	500
食医学上のアドバイザー (EMB)	1000

※個々の学習における試験ののちに修了が認められる

表2 3団体共通の継続研修に与えられる点数

タイプ	内容説明	点	証明
I ゼミナール			
	・職務を果たすために 必要な専門知識を 広げるための ゼミナール	1 単位時間あたり 1 点	} 時数と内容の記述を 伴った参加証明書
	・DGE,VDD,VDOE の ゼミナール	8 単位時間ごとに 1 点追加	
II 大規模かつかなりの規模の専門的な会議			
	講演, ワークショップ等	2~3 単位時間 = 1 点 4~7 単位時間 = 3 点 8 単位時間以上 = 6 点	日時を記した証明書
III オンラインによる継続研修			
		単位あたり 1 点 最大限 3 年間で 18 点	成果証明書
IV その他			

※1 単位時間は 45 分。職業活動を認めることは不可能である。

厚生労働科学研究費補助金 (循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業)
保健・医療サービス等における栄養ケアの基盤的研究
分担研究報告書

オーストラリアにおける栄養専門職の育成及び生涯教育に関する研究

分担研究者 須永 美幸 聖徳大学 准教授
協力研究者 五味 郁子 神奈川県立保健福祉大学 講師

研究要旨

【目的】 オーストラリアの栄養専門職は栄養士 dietitian のみであり、学士課程あるいは大学院修士課程において能力基準 (National Competency Standards for Entry-Level Dietitians) をベースとした養成が行われている。オーストラリアにおける栄養士の養成制度および生涯教育制度について資料・文献調査等により明らかにする。

【方法】 オーストラリア栄養士会 (Dietitians Association of Australia, DAA) のホームページ及び DAA 発行の公表資料を入手し、オーストラリアにおける栄養士養成制度および生涯教育制度について情報を整理した。

【結果】 ① [栄養士の認定] オーストラリアにおける栄養士の認定は、DAA が行っている。DAA が認定する栄養士養成コースを修了し、DAA 正会員となり、DAA の認定実践栄養士 (Accredited Practising Dietitian, APD) プログラムに参加する者がオーストラリア国内で栄養士として就業することが可能となり、現在 2,741 名が認められている。② [栄養士養成コース] オーストラリアにおける栄養士養成は高等教育に位置づけられる。DAA が認定する栄養士養成コースは 11 大学における学士課程 7 コース、大学院課程 9 コース、計 16 コースである。③ [専門実務研修] 学士コース、大学院コースともに 20 週間の専門実務研修 professional practice program の組み込みが必須とされている。内訳は、10 週以上の個別の栄養ケアをマネジメントする実務、4 週以上の地域や集団の健康・栄養活動、4 週以上の食品・栄養システムマネジメントである。④ [栄養士初級レベル能力基準] オーストラリアの栄養士は、学術的な専門知識に加えて専門能力の評価を重視している。1993 年に 8 ユニット 38 要素で構成される栄養士初級レベル能力基準 National Competency Standards for Entry – Level Dietitians が開発され、

栄養士養成コースのカリキュラム構築および認定、専門実務研修における学生評価、現職栄養士の能力評価等に一貫して活用されている。⑤〔APDプログラム〕栄養士の実務を高い水準で保持し、専門性を継続的に発展させることをねらいとして1994年にDAAはAPDプログラムを導入した。新卒の栄養士は条件付APD、遅くとも3年目にはFull APDに昇格し、上級レベルとしてAdv APD (Advanced APD)の格付けが行われる。なお、オーストラリアでは州別に栄養士のグレードによる給与が公表されている。⑥〔継続研修〕APDプログラムの主要プログラムがContinuous Professional Development, CPDである。APDの称号を保持するためには、年間30時間以上のCPD活動が必要となる。CPDの学習単位は7モジュールで構成され、個人の能力評価をもとに能力開発計画を作成し、実行していくプログラムである。CPD学習単位の一つに位置づけられるメンタリング mentoring は、新卒栄養士(条件付きAPD)と経験ある栄養士(Full APD)がパートナーシップを結び、専門職としての決断方法や継続研修の実施方法など実践的専門能力を高める過程である。

【結論】オーストラリアにおける栄養士養成は、高等教育に位置づけられ、栄養士専門能力の修得を重視していることが明らかとなった。オーストラリアの「能力基準」を標準とする栄養士の養成、栄養士・実践栄養士(APD)の認定、さらに生涯教育にわたる人材育成体制は、わが国においても参考に値すると考える。

A. 研究目的

オーストラリアでは栄養専門職は栄養士 dietitian のみであり、学士課程あるいは大学院修士課程において養成が行われている。栄養士の国家試験はないものの、栄養士の初級レベルに要求される能力基準(National Competency Standards for Entry-Level Dietitians)が明示されており、知識や就業・実務年数よりも栄養士に必要とされる能力の評価が重視され

ている。そこで、本研究は、オーストラリアにおける栄養士初級レベル能力基準を活用した栄養士の養成制度および生涯教育制度について資料・文献調査等により明らかにする。

B. 研究方法

オーストラリア栄養士会のホームページ及び公表されている既存資料を入手し、オーストラリアにおける栄養士の養成制度および生涯教育制度についての情

報を整理した。

栄養専門職の養成に関する調査項目は、オーストラリア栄養士会による栄養士認定制度、栄養士の業務とキャリア、栄養士養成コースの認定、栄養士初級レベルの能力基準 (National Competency Standards for Entry-Level Dietitians) の活用、認定実践栄養士 (Accredited Practising Dietitian, APD)、生涯教育の体制等：CPD (Continuing Professional Development) プログラムである。

C. 研究結果

1. オーストラリア栄養士会 (Dietitians Association of Australia, DAA)

DAA は 1976 年 Australian Association of Dietitian (非営利法人) として設立され、1983 年に栄養士のための全国職能団体として現在の Dietitians Association of Australia (DAA) となった (Australian company number: A.C.N. 008 521 480, Australian Business Number: ABN 38 008 521 480)。

栄養士は DAA 会員 (正会員 member、学生会員、準会員) になることで、DAA が提供する情報、求人情報などを利用することができる。現在 3,374 名 (2007 年 12 月時点) が会員となっている。

(1) 栄養士 Dietitian の資格

オーストラリアにおける栄養士の法的な登録制度はない。栄養士は DAA 会員に認定されていること、かつ DAA の APD (後述) の認定を受けることによって、オーストラリア国内で栄養士として

の職に従事することが可能となる。DAA による栄養士の専門的能力の開発の推進や栄養士の専門性のアピールが功を奏し、栄養士の職業および業務の社会的認知は確立していると言えるが、栄養士は国家資格ではない。

(2) DAA 会員資格および会員種別

オーストラリアにおける栄養士 dietitian の認定は、DAA によって行われており、栄養士は DAA 正会員であることが必須とされている。正会員はつぎの 3 パターンのいずれかに該当する：

- 1) 科学の学士を有し、DAA が認定する大学院修士課程あるいはグラジュエート・ディプローマ Graduate diploma 課程における nutrition & Dietetics コースの修了者
- 2) DAA が認定する学士課程における nutrition & Dietetics コースの卒業生
- 3) 海外で養成・訓練された栄養士で、DAA による試験の合格者

正会員は 2,741 名 (2006 年) である。学生会員は DAA が認定する nutrition & Dietetics コースの在学学生であり、403 名、準会員は主に海外在住の栄養士であり、49 名認められている (2006 年)。

(3) DAA のビジョンおよびミッション

DAA は下記のようなビジョンおよびミッションを掲げている。

DAA のビジョン：

栄養のリーダー (Leader in nutrition)